

(様式6)

判断基準が法令の定めに言い尽くされている場合の当該法令の規定

審査基準(不利益処分関係)

			資料番号	47	担当課	消防防災安全課
法令名	液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律	根拠条項	25	不利益処分の種類	販売事業登録の取消	
液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律(昭和42年12月28日法律第149号) (登録の取消し等) 第25条 <u>経済産業大臣又は都道府県知事は、その登録を受けた液化石油ガス販売事業者が正当な理由がないのに、液化石油ガス販売事業を一年以内に開始せず、又は一年以上引き続き休止したときは、その登録を取り消すことができる。</u>						

(様式6)

判断基準が法令の定めと言い尽くされている場合の当該法令の規定